

箕島地区土地造成事業に係る搬入土砂の受入基準について

1 公共工事から発生する1事業あたり1千立方メートル以上の搬入土砂を対象とする。ただし、土地整備課長が認めた場合はこの限りでない。

2 搬入土砂の品質については、以下の条件を満足することが必要である。
ただし、(5) 土壌汚染に係る環境基準に適合する調査については、土地整備課の技術史員が必要と認めた場合、実施すること。

(1) 廃棄物を含まないこと。

確認方法：目視による

(2) シルト分、粘土分の混入の比率が25%以下であること。

試験項目：土の粒度試験

(3) 搬入土に混入する石の大きさは概ね20cm以下であること。

確認方法：目視による

(4) 樹木の根、その他類する異物が含まれていないこと。

(5) 土壌の汚染に係る環境基準に適合すること。

土壌汚染対策法及びダイオキシン類対策特別措置法に係る試験項目

試験実施対象土砂：河川及び港湾の浚渫土、工場跡地等の掘削土

及び土地整備課の技術史員が必要と認めた残土

3 搬入土砂の品質以外の受入に際しての条件項目は以下のとおりである。

(1) 搬入受入時間

午前8時45分～午後0時、午後1時～午後4時45分

(2) 休止日

原則として土曜日、日曜日、国民の祝日及び振替休日

(3) 受入時間の変更等

大雨、地震等の気象の変化、災害及び環境保全公社が特に必要と認めた場合は、受入時間の変更、処分場の一時閉鎖等を実施。

(4) 環境管理及び安全管理について

処分場内は速度20km制限を厳守すること。

搬入に伴う砂塵の発生及び騒音・振動の低減に努めること。

搬入業者は、過積載防止を講じること。

搬入業者は、搬入土量を確認すること。